

告 示

埼玉県告示第千四十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―四〇―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千二百八十番一外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百七十一・八八立方メートル

浸透効果量 〇・〇一一九立方メートル毎秒